

6月29日の富山再審集会に「」参加ください

# 再審請求を8年間も放置

裁判所は事実審理を開始せよ  
検察官は証拠を開示せよ

《発言》

阿藤周平さん（八海事件元被告）

富山再審弁護団から

富山保信さん（再審請求人）

とき 6月29日（土）  
午後5時 開場  
5時半開始

ところ

きゅりあん第二講習室（5階）  
(JR京浜東北線・大井町駅下車)



みなさん、現在東京高裁第三刑事部に係属している富山保信（とみやまやすのぶ）さんの再審事件（「富山事件」）は、再審請求からすでに8年がたとうとしています。その間に次々と裁判長が交代して、現裁判長の中川武隆裁判官で5人目です。交代する度に審理はやり直しを強いられます。こんなことがゆるされてよいのでしょうか。これでは再審制度は絵に描いた餅も同然です。再審においても、いや再審だからこそ「公平な裁判所の迅速な」裁判をうける権利がいつそう保障されるべきだと思います。

私たちは、昨年（2001年）9月11日に高裁第三刑事部に6度目の申し入れを行いました。しかし、第三刑事部は、裁判官はおろか書記官すら、私たちだけでなく富山さんにさえ会おうとはしませんでした。依然として証拠開示命令も出されなければ、事実審理が開始される様子もありません。はたして私たちの申し入れは裁判官に届いたのでしょうか。それを確認することすらできない状態です。日本の裁判所は、東京高裁は、第三刑事部は、いつたいどうなつてているのでしょうか。こんな裁判所の、こんな有様で、私たちの人権は守られるのでしょうか。おおいに疑問です。

富山さんは一貫して無実を訴えています。「公平しさ」「法の安定性」を語るのならば、高裁第三刑事部は最低限、《検察官が隠し持つている証拠の開示命令》を出すべきです。「日本の刑事裁判を血の通つた信頼できるもの」にするためにも、私たちは証拠開示命令そして一刻も早い再審開始を求めて止みません。

無実の富山（とみやま）保信さんの再審無罪をかちとる会

（港区新橋2-8-16石田ビル・救援連絡センター気付 電話・FAX 3591-1301）

ホームページのアドレスは、

<http://www4.ocn.ne.jp/~tomiyama/>

メールアドレスは、

[tomiyama@io.ocn.ne.jp](mailto:tomiyama@io.ocn.ne.jp)